

令和2年3月27日

関係各位

神奈川県公衆衛生協会
会長 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

令和2年度調査研究助成金交付対象研究募集について

平素より、当協会の運営に御協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年度調査研究助成金交付対象研究の募集を開始します。皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

<添付資料>

- 令和2年度調査研究助成金の交付申請手続き等について
- 調査研究助成金交付要領
- 調査研究助成金の取扱いについて
- 令和2年度助成金交付申請書（第1号様式）
- 参考 過去に助成金を交付した研究テーマ

※なお、添付資料は当協会HPからもダウンロードできます。

URL : <http://www.kanagawa-koeikyo.jp/member/joseikin.html>

問合せ先

神奈川県公衆衛生協会事務局 小俣、峯、三枝
(神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課内)
住所 横浜市中区日本大通1
電話 045-210-1111 (内線5074)

令和2年度調査研究助成金の交付申請手続き等について

1 申請の資格

神奈川県公衆衛生協会個人会員、団体会員、支部に限ります。

神奈川県公衆衛生協会団体会員及又は支部が申請する場合は、団体の長又は支部長が申請したものに限ります。

2 申請手続き

助成金交付申請書（第1号様式）により、関係書類を添えて、期日までに神奈川県公衆衛生協会事務局へ郵送又は持参により提出してください。

協会事務局：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県健康増進課内）

3 申請書の提出期限

令和2年4月30日（木）まで

4 調査研究の期間

令和2年6月1日から令和3年3月31日までの期間内とする。

5 助成金交付件数と申請金額

助成金交付件数、申請金額は、10万円3件とします。

6 選考方法

助成金の交付者及び助成金額は、神奈川県公衆衛生協会企画・学術部会の審査を経て会長が決定します。

7 交付決定

助成金の交付者を決定したときは、その結果について申請者全員に通知します。

8 留意事項

交付金額については、審査結果によって申請金額のとおりに交付されない場合があります。

調査研究助成金は研究費の全額を助成するものではなく、経費の一部を支援するものです。

支出項目の対象については、「調査研究助成金の取扱いについて」を参照してください。なお、「3 事業の実施期間」に記載のある事業開始日は、令和2年度は6月1日となります。

同一人が過去に助成金を交付されたテーマで申請することはできません。

広く県民に配布する啓発普及品を作成することが主な研究内容とする事業は、対象としません。

この助成金の交付を受け、研究を行なった者は次年度神奈川県公衆衛生学会において、当該研究内容について発表（原則として口演による発表とする）するものとします。

この助成金の交付を受けて行なった研究を発表する場合には、「神奈川県公衆衛生協会の調査研究助成を受けて実施した研究である」旨を明記することとします。

令和2年度調査研究助成金交付要領

(趣旨)

第1条 公衆衛生の向上のため、保健・医療・福祉・環境に関わる調査研究を行う個人、団体、支部に対し、その調査研究に要する経費の一部を助成することにより、その調査研究の成果を助長し、もって神奈川県民の健康で文化的な生活の推進に寄与することを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 この助成金の名称は、「調査研究助成金」(以下「助成金」という)と称する。

(対象)

第3条 この助成金の交付の対象者は、神奈川県公衆衛生協会(以下「当協会」という)会員で調査研究を行おうとする個人、団体若しくは当協会支部とする。

(助成金の交付額)

第4条 この助成金の交付額は、当協会の予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする者は、令和2年4月30日(木)までに助成金交付申請書(第1号様式)により申請するものとする。

(助成金交付決定)

第6条 この助成金の交付決定は、当協会企画・学術部会の審査を経て、会長が決定する。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、申請者に交付決定通知書(第2号様式)により通知し、助成金を交付するものとする。

(調査研究の期間)

第7条 調査研究の期間は交付決定通知を受けた、その年度内とする。

(助成金交付要件)

第8条 この助成金の交付を受けた者は、次の要件を遵守しなければならない。

- (1) 当該調査研究に必要な経費以外に使用してはならない。
- (2) 助成金の交付を受けた者が、調査研究の主要事項を変更しようとするときは、あらかじめ会長の承認を得るものとする。

(助成金事業完了報告)

第9条 この助成金の交付を受けた者は交付対象事業が完了したときは、調査研究実施報告書(第3号様式)を次年度の4月30日までに提出しなければならない。

2 この助成金の交付を受け、研究を行った者は次年度の神奈川県公衆衛生学会において、当該研究内容について発表(原則として口演による発表とする)するものとする。

(助成金の返還等)

第10条 会長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付申請につき不正の事実があったとき。
- (2) 調査研究事業を廃止したとき。
- (3) 調査研究事業の遂行見込みがないと認められたとき。
- (4) その他、この要領に反すると会長が認めたとき。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和2年度限りに施行する。